

## 自然環境局野生生物課外来生物対策室

## 1. 事業の必要性・概要

平成26年6月に改正外来生物法が施行され、新たに、交雑種の規制、輸入品等の検査及び消毒の命令等が行えることとなった。改正外来生物法の適正な執行を確保するとともに、生物多様性条約第10回締約国会議で決議された愛知目標（※）の達成に向け、以下の事業を実施する。

（※）愛知目標 個別目標9：2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

## 2. 事業計画（業務内容）

## （1）特定外来生物等の選定及び調査

①平成26年中に作成する外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）を踏まえ、交雑種も含め、対策の優先度の高い外来生物を特定外来生物に追加指定するため、情報収集を行い、専門家会合等を開催。

②特に警戒すべき特定外来生物の分布状況についてモニタリング調査を実施。

## （2）愛知目標達成のための外来種対策強化に係る調査・検討

①改正外来生物法に基づく輸入品等の検査・消毒命令の効果的な実施に向け、非意図的導入のおそれが高い貨物の品目、それらの輸入経路や輸出国における管理状況等を把握し、より効果的な検査の体制・方法や消毒基準についての検討を行う。

②ミシシippアカミミガメ等大量に飼育されている外来生物について、大量放逐等の弊害が起こらない規制のあり方について検討を行う。

## （3）改正海洋汚染防止法の施行に係る調査・検討

平成26年6月に船舶バラスト水規制管理条約を担保するため海洋汚染防止法が改正された。同法の施行に向け、バラスト水排出規制の適用除外の前提となる締約国間のリスクアセスメントを適切に行うための調査・検討を行う。

## 3. 施策の効果

改正外来生物法による新たな制度を効果的に運用し、特定外来生物の適切な飼養等の規制や防除の推進に資するとともに、国内への特定外来生物等の導入の効果的・効率的な防止に資する。さらに、これらにより愛知目標が掲げる「優先度の高い種の制御、根絶」「侵略的外来種の特定」「防除の優先順位付け」「定着経路の管理」についての取組が強化されることで、目標の達成に資する。

# 外来生物対策管理事業費

平成27年度予算要求額: 42百万円(30百万円) 支出先予定: 民間団体等

## 外来生物対策をめぐる動向

- 外来種被害防止行動計画(H26年中に策定)
  - ・国、地方自治体など各主体の役割
  - ・対策の優先度の考え方 等
- 侵略的外来種リスト(H26年中に策定)
  - ・侵略的外来種の特定

- 外来生物法の改正(H25.6公布、H26.6施行)
  - ・交雑種の規制
  - ・輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等
- 海洋汚染防止法の改正(H26.6公布、条約発効時施行)
  - ・バラスト水排出の規制、適切なリスクアセスメント

優先度を踏まえた  
特定外来生物の指定と  
計画的な対策の実施

水際対策の強化などによる  
改正外来生物法の  
効果的な運用等

- 対策の優先度の高い外来生物の追加指定
- アカミミガメ等大量飼育されている外来生物の総合的対策の検討
- 法改正に伴う交雑種の指定



- 非意図的に導入される特定外来生物の導入経路の特定・管理の強化
- 効果的な検査体制・方法の検討
- 消毒基準の検証
- 港湾地域等のモニタリング



我が国の生物多様性保全  
愛知目標の達成

バラスト水規制に関するリスク  
アセスメントの適切な実施

